

2 学校徴収金について

2-1 学校徴収金の概要

八王子特別支援学校に入学し、卒業するまでの間には、様々な教育活動を行います。この教育活動を行うために必要な経費のうち、保護者の方に負担していただく各種経費を学校徴収金といいます。

○学校徴収金の種類

積立金	補助教材費	(教科活動等で使用する教材の購入費)
	校外活動費	(遠足や校外学習の交通費・入場料等)
	その他活動費	(学年クラス学部活動・富士森祭等)
	宿泊行事費	(修学旅行や移動教室等)
PTA 会費	PTA 活動費 (PTA からの委託により、徴収のみ学校が行います)	

※給食費は徴収いたしません(給食費は無償となります)。

○積立金(補助教材費・校外活動費・その他活動費・宿泊行事等)

積立金は、学年やクラス、グループ単位で使用する教材等を購入するために使われます。また、修学旅行や移動教室などの宿泊を伴う学校行事にかかる経費は高額であるため、学部ごとに、入学時から実施期までに間に計画的に積み立てを行います。

○会計報告

会計は、学部間(小1から6年、中1から3年)を通して管理いたします。会計報告は毎年行い、残金是一部繰り越して残りは返金いたします。

学部卒業時には残金の全額をお返しいたします。生徒数で割り切れない最終残金が発生した場合は、PTAに寄付します。

○PTA会費

PTA会費につきましては、積立金と合わせて5月に納入していただきます。金額は一世帯あたりの額です。本校に兄弟姉妹が在籍している場合は、最も若い学年の児童・生徒から徴収します。

詳細につきましては、PTA 総会資料をご確認ください。

納入時期	金額
5月	4,000 円

2-2 納入方法・スケジュール

ゆうちょ銀行口座を利用して『自動払込』による方法で納入していただきます。毎月、引き落とし予定日の前日までに必要額の入金を済ませるようお願いいたします。

本校に入学・転入した際に登録していただいた口座情報は本校に在学している間、継続して利用いたします。口座の変更を希望される場合は、経営企画室にお申し出ください。

※自動払込時に引き落とし手数料として1回 10 円を負担していただきます。ご了承ください。

【令和8年度の引き落とし予定日】

	払込	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
日にち	入学時	4/30	6/1	6/30	7/31	8/31	9/30	11/2
(曜日)		(木)	(月)	(火)	(金)	(月)	(水)	(月)

【残高不足等により引き落としができなかった場合】

原則、次回の引き落とし日にまとめて引き落とします。

(例) 4/30 残高不足で引き落とし不能→6/1 に4月分・5月分を合わせた金額を引き落とし

ただし、教材の購入や校外活動の参加に支障が生じる場合は、次回の引き落とし日を待たずに学校窓口での現金支払いや、払込用紙を用いた振込をお願いすることがあります。